

**【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 198：「警戒レベル」の変更）（2月27日発表）**

• 2022/02/28 月 18:25

**【ポイント】**

●2月27日、フィリピン政府は、3月1日から3月15日までのそれぞれの地域の警戒レベルを発表しました。

**【本文】**

1 2月27日、フィリピン政府は、3月1日から3月15日までのそれぞれの地域の COVID-19 対応のための警戒レベルを以下のとおり変更することを発表しました。

(1) 「警戒レベル 2」を課す地域

**【ルソン地方】**

- ・ コルディリエラ行政地域（CAR）：ベンゲット州、イフガオ州、マウンテン州
- ・ 地域 2（カガヤンバレー地域）：ヌエバ・ビスカヤ州
- ・ 地域 3（中部ルソン地域）：ヌエバ・エジハ州、サンバレス州
- ・ 地域 4A（カラバルソン地域）：パタンガス州、ルセナ市、ケソン州、リサール州
- ・ 地域 4B（ミマロパ地域）：オクシデンタル・ミンドロ州、オリエンタル・ミンドロ州、パラワン州
- ・ 地域 5（ビコル地域）：アルバイ州、北カマリネス州、南カマリネス州、マスバテ州、ソルソゴン州

**【ビサヤ地方】**

- ・ 地域 6（西ビサヤ地域）：アンティーケ州、イロイロ市、イロイロ州、西ネグロス州
- ・ 地域 7（中部ビサヤ地域）：ボホール州、セブ州、セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市、東ネグロス州
- ・ 地域 8（東ビサヤ地域）：東サマール州、レイテ州、北サマール州、オルモック市、南レイテ州、タクロバン市、西サマール州

**【ミンダナオ地方】**

- ・ 地域 9（サンボアンガ半島地域）：イサベラ市、南サンボアンガ州、北サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州
- ・ 地域 10（北ミンダナオ地域）：ブキドノン州、イリガン市、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州
- ・ 地域 11（ダバオ地方）：ダバオ・デ・オロ州、南ダバオ州、北ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州
- ・ 地域 12（ソクサージェン地域）：ジェネラルサントス市、コタバト州、サランガニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州
- ・ 地域 13（カラガ地方）：北スリガオ州、南スリガオ州、北アグサン州、南アグサン州、プトゥアン市、ディナガット・アイランズ州
- ・ バンサモロ自治地域（BARMM）：バシラン州、マギンダナオ州、スールー州、タウイタウィ州、コタバト市、南ラナオ州

(2) 「警戒レベル 1」を課す地域

**【ルソン地方】**

- ・ マニラ首都圏 (NCR)
- ・ コルディリエラ行政地域 (CAR) : アブラ州、アパヤオ州、バギオ市、カリンガ州
- ・ 地域 1 (イロコス地域) : ダグパン市、北イロコス州、南イロコス州、ラ・ウニオン州、パンガシナン州
- ・ 地域 2 (カガヤンバレー地域) : バタネス州、カガヤン州、サンティアゴ市、イザベラ州、キリノ州
- ・ 地域 3 (中部ルソン地域) : アンヘレス市、アウロラ州、バターン州、ブラカン州、オロングアポ市、パンパンガ州、タルラック州
- ・ 地域 4A (カラバルソン地域) : カビテ州、ラグナ州
- ・ 地域 4B (ミマロパ地域) : マリンドウク州、プエルトプリンセサ市、ロンブロン州
- ・ 地域 5 (ビコル地域) : ナガ市、カタンドゥアネス州

【ビサヤ地方】

- ・ 地域 6 (西ビサヤ地域) : アクラン州、バコロド市、カピズ州、ギマラス州
- ・ 地域 7 (中部ビサヤ地域) : シキホール州
- ・ 地域 8 (東ビサヤ地域) : ビリラン州

【ミンダナオ地方】

- ・ 地域 9 (サンボアンガ半島地域) : サンボアンガ市
- ・ 地域 10 (北ミンダナオ地域) : カガヤン・デ・オロ市、カミギン州
- ・ 地域 11 (ダバオ地方) : ダバオ市

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース (IATF) (決議第 163-A 号 : 警戒レベルの変更)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/02feb/20220227-IATF-163-A-RRD.pdf>
- 大統領府コミュニケーション・オペレーション・オフィス (PCOO) (3月1日から NCR およびその他 38 地域はアラートレベル 1 に変更)  
[https://pcoo.gov.ph/news\\_releases/ncr-and-38-other-areas-to-be-under-alert-level-1-beginning-march-1/](https://pcoo.gov.ph/news_releases/ncr-and-38-other-areas-to-be-under-alert-level-1-beginning-march-1/)

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ (フィリピン国政府の発表・関連情報等 (フィリピンへの入国を予定の方へ))  
[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

(問い合わせ窓口)

- 在フィリピン日本国大使館  
住所 : 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila  
電話 : (市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX : (市外局番 02) 8551-5785

ホームページ : [http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○ 在セブ日本国総領事館

住所 : 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話 : (市外局番 032) 231-7321 / 7322

FAX : (市外局番 032) 231-6843

ホームページ : [https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○ 在ダバオ日本国総領事館

住所 : 4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話 : (市外局番 082) 221-3100

FAX : (市外局番 082) 221-2176

ホームページ : [https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)